

当院の院内感染対策に関する取組事項

院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、感染症の予防に関する法令や通知等に基づき、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識して、良識に基づく適切な医療を行っています。さらに、当該医療については適切な説明を行い、患者等の理解を得るよう努めています。

院内感染対策に関する取組事項

1) 院内感染対策組織に関する取組事項

当院における医療関連感染症対策を企画・推進する組織横断的な委員会である「**院内感染対策委員会**」を設置しています。委員会を月1回以上開催し、院内感染防止対策に関する事項を協議しています。さらに院内感染対策の実働機関として「**感染制御部**」を設置し、医療関連感染症対策の実施上の諸問題を協議するほか、緊急的対策が必要と判断される場合には、病院長直轄の機関として感染制御部の指揮のもと迅速に対応しています。

2) 院内感染対策のための職員研修に関する事項

全病院職員を対象に感染対策に関する包括的意識の向上を図る目的で、年2回以上研修会を開催しているほか、必要に応じて部署や職種を対象とした研修会を行っています。

3) 院内感染対策のための巡回に関する事項

感染制御部は、週に1回以上、定期的に院内を巡視し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の点検・指導を行っています。

4) 感染症発生状況報告に関する事項

院内における耐性菌等に関する感染症レポートを週に1回以上作成し、情報共有に努めています。感染制御部は発生状況を把握し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

5) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内規定の感染症が発生した場合には、「**感染症報告様式**」を用いて速やかに感染制御部に報告されます。緊急を要する事例が発生した場合には、直ちに感染制御部に連絡し、即時に感染拡大防止等の対策が開始される仕組みがあります。また、法的に届出義務のある感染症患者が発生した場合には法令に基づき保健所に報告しています。

6) 患者さんへの情報提供に関する事項

院内流行については、規定に基づく標識等を掲示するとともに、感染症の流行がみられる時期には、啓発ポスター等を掲示し院内に情報提供を行っています。

7) 当院における院内感染対策の推進のために必要なその他の基本事項

院内感染防止対策の推進のため「**感染対策基幹マニュアル**」を作成し、全病院職員へ周知・徹底を図るとともに、院内の全部署に配置し、ご希望があればどなたでも随時閲覧していただくことが可能です。マニュアルの定期的見直し、電子的な追補や改訂を行っています。